

# 第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について

## 1 策定の趣旨

障害者総合支援法第89条第1項に基づき、都道府県は、国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定する必要があるが、現行の「第4期愛知県障害福祉計画」が平成29年度で計画期間満了となるため、新たに次期（第5期）計画を策定する。

また、昨年6月の児童福祉法の一部改正により、新たに都道府県に策定が義務付けられた障害児福祉計画を策定する。

### <経緯>

障害福祉計画			障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	18年度	18～20年度	—	—	—
第2期	20年度	21～23年度	—	—	—
第3期	23年度	24～26年度	—	—	—
第4期	26年度	27～29年度	—	—	—
第5期	29年度	30～32年度	第1期	29年度	30～32年度

## 2 計画の位置づけ

第5期愛知県障害福祉計画（以下、「第5期計画」という。）は、以下の2つの法定計画として位置づける。

- ① 障害者総合支援法第89条第1項に基づく、都道府県障害福祉計画（第5期）
- ② 児童福祉法第33条の22第1項に基づく、都道府県障害児福祉計画（第1期）

## 3 計画期間

平成30年度から平成32年度まで（3年間）

## 4 計画に定める事項

障害福祉計画に関する事項 (障害者総合支援法第89条第2、3項)		障害児福祉計画に関する事項 (児童福祉法第33条の22第2、3項)	
<b>必須事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>●区域ごとの障害福祉サービス、相談支援の必要な見込量</li> <li>●障害者支援施設の必要入所定員総数</li> <li>●地域生活支援事業の実施に関する事項</li> </ul>	<b>必須事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>●区域ごとの通所支援又は障害児相談支援の必要な見込量</li> <li>●障害児入所施設等の必要入所定員総数</li> </ul>
<b>任意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域ごとの障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策</li> <li>○区域ごとの障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</li> <li>○障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置</li> <li>○医療、教育機関等の関係者との連携</li> </ul>	<b>任意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域ごとの通所支援の種類ごとの見込量の確保のための方策</li> <li>○区域ごとの通所支援又は障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置</li> <li>○障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置</li> <li>○医療、教育機関等の関係者との連携</li> </ul>

## 5 国の基本指針の見直し

### (1) 見直しの趣旨

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期障害福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めているところ。

今般、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成 30 年度から平成 32 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるものである。(国パブコメ資料から転記)

### (2) 告示時期

平成 29 年 3 月下旬 (予定)

※国は、平成 29 年 2 月 2 日から 3 月 4 日までパブリックコメントを実施

### (3) 見直しの主なポイント

#### ① 成果目標の見直し…現行の成果目標との比較については、別紙を参照

(ア) 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域生活移行者の増加
- ・ 施設入所者の削減

(イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (内容を一新)

- ・ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況 (新規)
- ・ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況 (新規)
- ・ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数 (新規)
- ・ 精神病床における早期退院率 (一部新規)

(ウ) 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 地域生活支援拠点等の整備

(エ) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- ・ 就労移行支援事業の利用者の増加
- ・ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- ・ 職場定着率の増加 (新規)

(オ) 障害児支援の提供体制の整備等 ※障害児福祉計画に係る目標として新設

- ・ 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築 (新規)
- ・ 医療的ニーズへの対応 (新規)

#### ② その他の個別施策に係る見直し

(ア) 障害を理由とする差別の解消 (新規)

(イ) 障害者虐待の防止対策の推進、養護者に対する支援 (充実)

(ウ) 発達障害者支援の一層の充実 (充実、新たな活動指標の追加)

(エ) 難病患者の障害福祉サービス等の利用促進 (充実)

(オ) 基幹相談支援センターの設置促進、相談支援に関して指導的役割を担う人材の計画的確保 (充実)

(カ) 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方 (充実)

(キ) 情報公表制度による質の向上 (新規)

(ク) 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実 (新規)

## 6 本県における計画策定体制

- 第5期計画の策定に当たっては、現行の第4期計画策定時と同様に、愛知県障害者施策審議会（以下、「審議会」という。）の下にワーキンググループを設置し、年3回の検討を行う。
- 第5期計画は、庁内外の関係機関等と連携しながら、ワーキンググループでの3回の検討のほか、審議会（3回）及び県障害者自立支援協議会（2回）等での検討を経て、平成30年3月の策定・公表を目指す。
- ワーキンググループの構成員については、審議会会長のほか10名（計11名）とする。また、選任に当たっては、第5期計画に障害当事者等の意見を十分に反映できるよう、審議会委員の中から、障害当事者・障害者団体を中心に選任することとし、次のとおりとしたい。

### <平成29年度愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ構成員名簿（案）>

（敬称略）

区分 (WG選定数)	番号	氏名	所属等
学識経験者 (3名)	1	高橋 脩 (座長)	豊田市福祉事業団理事長
	2	河口 尚子	立命館大学生存学研究センター 客員研究員
	3	永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究 実践センター教授
事業者 (1名)	4	川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害 ホーム部会副部長
障害当事者 障害者団体 (6名)  <内訳> 身体3名 知的1名 精神1名 発達1名	5	岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会 副理事長
	6	加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合 会会長
	7	徳田 清純	愛知県精神障害者家族会連合会 会長
	8	古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会
	9	牧野 昭彦	愛知県知的障害者育成会副会長
	10	水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長
公募 (1名)	11	辻 直哉	公募委員

## 7 策定スケジュール（予定）

第4期計画の策定経過を踏まえ、以下の予定で策定を進めていく。

年月	計画案の策定等	審議会等	市町村との連携
H29年 4月	国の基本指針（適用4/1～）	ワーキンググループ（WG）の設置	
5月			↑
6月	骨子案の作成 第4期計画の実績把握分析		
7月		○WG（第1回） ◆県自立支援協議会（第1回） ●障害者施策審議会（第1回）	↑ 圏域会議を通じた意見交換 情報共有
8月			
9月		○WG（第2回）	↑
10月	素案の作成		
11月		○WG（第3回）	↑ 市町村 ヒアリング （サービス見込量等のすり合わせ）
12月		●障害者施策審議会（第2回）	
H30年 1月			↑ 市町村 障害福祉計画への意見提出
2月	最終案の作成 パブリックコメント		
3月	計画の決定・公表（下旬）	◆県自立支援協議会（第2回） ●障害者施策審議会（第3回）	